

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 被災代替資産等の特別償却制度等について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(第13条の2、第13条の2の2、第18条の2、第18条の4、第18条の6、第21条、第26条、旧第34条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和5年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)